第十条　削除

第十二条　学科の試験に合格した者については、学科の試験に合格した一級建築士試験（以下この条において「学科合格試験」という。）に引き続いて行われる次の四回の一級建築士試験のうち二回（学科合格試験の設計製図の試験を受けなかつた場合においては、三回）の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

（削る）

（受験申込書）

第十五条　一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　次のイからニまでのいずれかに掲げる書類

イ　法第十四条第一号に該当する者にあつては、同号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

ロ　法第十四条第二号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ　国土交通大臣が別に定める法第十四条第三号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ニ　法第十四条第三号に該当する者のうち、ハに掲げる者以外の者にあつては、法第十四条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

（削る）

二　申請前六ケ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの

2　（略）

（実務の経験の内容）

第十条　法第十四条第一号及び第四号の国土交通省令で定める建築に関する実務は、次に掲げるものとする。

一　建築物の設計（法第二十一条に規定する設計をいう。第二十条の四第一項第一号において同じ。）に関する実務

二　建築物の工事監理に関する実務

三　建築工事の指導監督に関する実務

四　次に掲げる工事の施工の技術上の管理に関する実務

イ　建築一式工事（建設業法（昭和二十四年法律第百号）別表第一に掲げる建築一式工事をいう。）

ロ　大工工事（建設業法別表第一に掲げる大工工事をいう。）

ハ　建築設備（建築基準法第二条第三号に規定する建築設備をいう。）の設置工事

五　建築基準法第十八条の三第一項に規定する確認審査等に関する実務

六　前各号の実務に準ずるものとして国土交通大臣が定める実務

第十二条　学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる次の二回の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

2　前項に規定する申請は、第十五条に規定する受験申込書に、学科の試験に合格したことを証する書面を添付して行うものとする。

（受験申込書）

第十五条　一級建築士試験（中央指定試験機関が一級建築士試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、次に掲げる書類を添え、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

一　次のイからニまでのいずれかに掲げる書類

イ　法第十四条第一号、第二号又は第三号に該当する者にあつては、当該各号に掲げる学校を卒業したことを証する証明書（その証明書を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）

ロ　法第十四条第四号に該当する者にあつては、二級建築士であつた期間を証する都道府県知事の証明書

ハ　国土交通大臣が別に定める法第十四条第五号に該当する者の基準に適合する者にあつては、その基準に適合することを証するに足る書類

ニ　前各号に掲げる者以外の者にあつては、法第十四条第五号の規定により同条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有することを証する書類

二　第四号書式による実務の経験を記載した書類

三　申請前六ケ月以内に、脱帽し正面から上半身を写した写真で、縦五・五センチメートル、横四センチメートルのもの

2　（略）